

特殊健診：有機溶剤〔省略の要件：尿中有機溶剤代謝物〕

環境・健康

有機溶剤中毒予防規則第 29 条第 4 項の規定に基づき、医師が必要でないと認め、尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を省略する場合の要件を下記に示しました。

省略の要件の③は「有機溶剤による自覚症状・・・のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。」ですが、有機溶剤による自覚症状は一般的なものであり¹⁾、受診者の症状が有機溶剤の影響によるものかどうかを判断するには、当該有機溶剤によるばく露の裏付けが必要であることから、この代謝物の量の検査の省略の運用は難しいようです。

1) kes Information No.196 調査事例：特殊健診〔有機溶剤自覚症状の定期健診出現率〕

尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査の省略の要件

- ① 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。
- ② 「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去 3 回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。
- ③ 今回の当該健康診断において、前出の有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の表に掲げる自覚症状又は他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。
- ④ 作業環境の状態及び作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

kes サポート

課 題	kes サポート
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)